

議案第 6 3 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第
1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年6月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 6 月 2 1 日 原 案 可 決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45
年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の選挙長、投票管理者及び開票管理者の項中「8,300円」を「10,00
0円」に改め、同表の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の項中「6,800
円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。